

全学的な改善意見（大学改善意見）に関する改善結果

I 理念・目的

大学院研究科・学部・短期大学部共通

改善事項：目的・目標の具体化と総合大学としての特長の発揮

激しく変化する現代社会において、日本大学の建学の精神をどのようにすれば生き生きとした形で学生たちに理解させることができるか、未だ十分な解決策が見出されないままになっている。確かに大学の理念・目的をより具体化させた学部・大学院研究科等の目的・目標は、多くの学部・大学院研究科等において既に明確にされているが、すべての学部等がこれを明確にし、学内外に積極的に発信することがまず必要であろう。しかし、各学部等の独自性があまりに強調されれば、本大学は単科大学の集合体の様相を呈してしまうことにもなりかねないのであり、本大学の総合大学としての全体像や魅力を学内外に明示することの重要性が忘れられてはならない。本大学は、14 学部及び通信教育部、短期大学部 7 学科、大学院 18 研究科、並びに付置研究所等から成る我が国最大規模を誇る総合大学である。この総合大学としての特長を存分に発揮することを目指して、建学の精神を実践するために本大学全体が共有すべき使命と目的を具体化する改革方策が打ち出されねばならない。

改善の方向・目標

全学の中長期計画の明確化

大学の理念・目的を踏まえて、本学が今後展開する教育研究事業についての全学の中長期計画を具体的に明らかにし、教職員に周知徹底する。

全学の中長期計画を明確に示すことによって、本学の理念・目的を具体的な事業展開の上で確認することができるだけでなく、本学の各組織及び教職員の意識や持てる力が全学共通の計画の下に集中され、真の意味での総合力の発揮につながるものと期待される。

全学共通の教養教育の実施

建学の精神を具体的に理解しこれを実践して人材育成をするためには、「日本大学の目的及び使命」に謳われた教育理念に基づき、日本大学の学生として修得すべき教養教育の内容を明らかにする。そして、その教育プログラムを策定してこれを全学共通の教養教育として実施すべきである。

さらに、ホームページなどを通じて学部・大学院研究科等の目的・目標とともに、この全学共通の教育プログラムにより育成する人材のイメージをわかりやすい形で学内外に明示する。

改善達成時期

本大学の理念・目的の明確化については、学内外に分かりやすい形で明示するよう、大学自己点検・評価委員会委員長から総長・理事長に対して依頼中であるが、これと並行して平成16年度中に実現可能性を検討する。

改善担当機関等

学務部，総合企画部

改善結果：未着手

《理由》

本大学においては、学部ごとに特色ある教育研究を展開しているが、目的及び使命の具現化については、日本大学としての将来への方向性を明示する上では必要不可欠である。しかし、これまでは学部等の取組の現状把握にとどまり、積極的な調整には至らなかった。

この改善事項は9月に新執行部体制がスタートしたことを契機として、具現化に向け検討が進められることになると思われる。総合大学としての新たな執行部はじめ全学を挙げて、中・長期的計画の策定を含め検討すべきであると考ええる。

Ⅱ 教育研究上の組織

大学院研究科

改善事項：総合大学院の設置

大学院の充実と拡張が本部をはじめ多くの研究科で実施されている。今後本学が国内外においてますます存在価値を高めていくためには、大学院組織の充実が最も重要な課題である。

全学的問題としては、総合大学院の設置が挙げられる。

改善の方向・目標

総合大学院構想の具体化と早期開設。

改善達成時期

平成 17 年 4 月に総合大学院開設

改善担当機関等

学務部，総合企画部，研究総合事務室

改善結果：改善取組完了・改善達成

《現況・成果》

大学院総合科学研究科は平成 17 年 4 月に開設した。

改善事項：体育学博士課程（仮称）の設置

大学院の充実を図る上では、高度専門職業人の養成という産業界のニーズへの対応とともに研究者養成、特に将来本学の教員となるべき後継者を養成するという必要もある。大学教員の博士の学位取得が厳しく求められている中であって、本学は様々な専攻分野において博士課程を置いてその機能を果たしているが、体育分野の博士課程は設置されていない。現在、体育学科を基礎とする大学院研究科の専攻は教育学専攻となっており、体育学科を置く他の大学の大学院において体育学専攻やスポーツ健康科学専攻などが置かれている状況に比して様相を異にしており、体育、保健、健康科学の分野での遅れは顕著である。今後本学が保健体育分野での優秀な研究者及びその後継者を養成していく上で、体育学博士（仮称）の学位を授与し得る課程の設置が望まれる。

なお、これと同様に、法学部新聞学科を基礎とする、新聞学分野の博士課程設置についても検

討すべきである。

改善の方向・目標

新たな学位を授与できるようにするためには、文部科学省の認可が必要である。実績を考慮して考えるならば、既存の教育学専攻の教育プログラムを再構築して教育学博士のほか体育学博士の学位を授与するという方法もあるが、本学の総合性を発揮し、医学、歯学、薬学、工学、生物学などの分野を融合した新しい形でのスポーツ健康科学を創設できれば、幅広く社会にも貢献することができよう。なお、これを総合大学院構想の具体化の上での一つとして組み込んでいくこともできよう。

改善達成時期

平成 16 年度中に体育学博士（仮称）課程設置の構想をまとめる。

改善担当機関等

学務部，総合企画部

改善結果：未着手

《理由》

課程設置の構想に着手するためには、社会のニーズや費用対効果の調査、課程設置にかかる諸条件の整備、体育学科を有する文理学部との意見調整など様々な面での調整を要する。現時点では、未解決の部分が多く残るため青写真を描けていない。

法学部新聞学科も同様であるが、教員の再生産（後継者育成）ができない大学の生き残りは難しいと思われるので、今後とも社会的情勢や、既存の大学院研究科の方向性などを確認しながら実現の可能性を探る。

学部・短期大学部

改善事項：学部等の特色を生かした組織編成の再構築

若者人口の減少と高齢者人口の増加が各学部で意識され、それへの対応策が実施されつつある。若者人口の減少は言うまでもなく、既に各教育機関及び大学間において競争が、国立・私立を問わず激化の状態を招いている。

改革への対策は各学部でそれぞれ熱意をもって取り組まれており、各学部が個別に行う改善策の即座の実行による成功が望まれる。

また、これと同時に本学の特長である総合性をいかに発揮できるかが鍵となる。本学が教育研究の質を維持向上し、競争社会に生き残っていくためには、各学部の取組を尊重しつつ、総合大学としての組織を整備していかなければならない。

改善の方向・目標

理念・目的の項で触れたように、各学部の特色を打ち出し、他の学部等との相違が明確になるような組織編成とするための全学的見直しを行う。その際には、学部・学科の再編、小学校の新設、他大学の吸収合併なども含めて検討すべきである。

改善達成時期

平成 17 年度末までに教育研究組織編成のガイドラインを明らかにする。

改善担当機関等

学部長会議，学務部，総合企画部

改善結果：具体的改善取組を実行中

《取組内容》

社会科学系 3 学部 (法学部，経済学部，商学部) に係る教学改善・改革を検討。

《進ちょく状況及び今後の改善取組完了予定》

社会状況を睨み，検討を続ける。

Ⅲ 教育研究の内容・方法と条件整備

大学院研究科・学部・短期大学部共通

改善事項：厳格な成績評価制度の全学的導入

大学には責任ある教育が求められており、教育の質的向上に努めることはもちろん、学生に対する十分な学習指導を行うとともに、厳格な成績評価により、卒業時における学生の質の確保を図らなければならない。

改善の方向・目標

学生の学修成果を客観的に評価する厳密性・公平性に優れた仕組みとしてGPA制度を全学的に導入することにより、厳格な成績評価及び責任ある教育の実施に向けた環境を整備する。そのために必要な学則（日本大学学則及び日本大学短期大学部学則）変更を行うとともに、制度の施行に当たっての運用細則、成績評価基準、履修科目登録方法及びその他必要事項について具体的に定め、実施体制を整備する。

改善達成時期

平成17年度から実施する。

改善担当機関等

学務部とする。なお、単位制授業料制度の導入については財務部との連携の下に検討する。

改善結果：具体的改善取組を実行中

《取組内容》

平成17年度からGPA制度を全学的に導入。

《進ちょく状況及び今後の改善取組完了予定》

制度の施行に当たっての運用細則、成績評価基準及びその他必要事項について各学部において具体的に検討する。

改善事項：単位互換・相互履修制度の積極活用

複雑化する社会において、学際的な研究や異なる分野の学習の必要性が高まっているが、本学は総合大学としての特徴を生かした単位互換や相互履修制度を活用することによりこのような要請にこたえることができるが、その活用状況は低調である。

改善の方向・目標

本学の相互履修制度（学部・大学院研究科）及び通学課程と通信教育課程との間の相互履修、そして、学部と短期大学部との間の単位互換や「首都大学院コンソーシアム」学術交流に関する協定や海外学術交流提携に基づく単位互換等の導入・推進策を全学的に検討する。

改善達成時期

平成 16 年度末までに検討結果をまとめ、推進策を講じる。

改善担当機関等

本部の学務委員会，学務部

改善結果：具体的改善取組を実行中

《取組内容》

相互履修制度（学部・大学院研究科）の推進。「首都大学院コンソーシアム」学術交流に関する協定による学生の受入を行っている。

《進ちょく状況及び今後の改善取組完了予定》

通学課程と通信教育課程との間の相互履修については、課程の違いや学費の格差の問題があり、調整が必要である。

学部・短期大学部

改善事項：FD活動の活性化

本事項は平成11年度の「改善意見」においても全学を挙げて早急に着手すべき課題であると指摘されている。FD活動の一環である「学生による授業評価」は各学部において実施されているが、その結果が十分に反映されているとは言い難い。また、多くの学部等においてFD推進のための組織整備は検討中である。質の高い教育サービスを提供する上で、FD活動を全学的に一層活性化する必要がある。

改善の方向・目標

教育改善のためには、組織的・継続的にFDを進める仕組みの構築が不可欠であり、学部等単位で実情に即した仕組みを構築する。また、全学的な活性化を図るために、本部においては、FDに対する本学の取組方針を明らかにするとともに、研修会、講演会等を通じて、学外における取組状況や特色ある事例を積極的に紹介するなどして、FD活性化の機運を高める。

改善達成時期

平成17年度末までにFDに対する本学の取組方針を明らかにするとともに、学部等ごとにFD推進の仕組みを構築する。

改善担当機関等

本部においては学務委員会、学務部、総合企画部
学部等においては学務委員会、教務課

改善結果：改善方策、取組方法を検討中

《検討機関》

教育改善委員会（商学部）
FD委員会（芸術学部）

《検討経過及び今後の改善実行予定》

平成17年4月に設置された教育改善委員会で、FDの活性化について検討中である。（商学部）

学部長を委員長とするFD委員会を設置したが、さらに「学生による授業評価検討グループ」と「教育内容及び方法の改革・改善検討グループ」という二つのワーキング・グループを設置し、具体的な実施に向けてそれぞれ委員会を開催し検討中である。（芸術学部）

改善結果：具体的改善取組を実行中

《取組内容》

本部学務委員会にFDに関する専門委員会を設置することを承認。また、FD活動を行っていない学部には、本部学務委員会において積極的な取組を求めた。(学務部，総合企画部)

法学部FD委員会を設置，FD活動計画の策定，GPA制度の周知徹底活動。
(法学部)

文理学部では，本年度から大学全体でスタートしたGPA制度への対応策として，学務委員会，FD委員会主催で平成16年6月と10月に他大学の講師を招き講演会を開催した。6月の講演は「GPA制度導入による大学教育の現状」，10月の講演は「GPAの活用と制度導入にともなう課題」であったが，いずれも本学部の教職員だけでなく他学部の教職員の参加もあり盛会であった。また，新図書館開館記念事業として，11月には，これまでの研究・教育改善の実績をもとに，「魅力ある大学教育の模索－文理学部の授業と評価が変わる！－」を統一テーマとして本学部教員・大学院生・学部生によるシンポジウム及びワークショップを開催した。なお，本年度も他大学の講師を招いての講演会を開催する予定である。(文理学部)

平成17年度に発足したFD委員会に於いて，専任教員全員が担当した「基礎研究」の授業内容について，受講した1年生を対象に授業アンケートを実施した。(経済学部)

専任教職員を対象としたFD講演会の実施。「学生による授業評価アンケート」を前・後期末に専任及び非常勤講師全員を対象に実施している。その集計結果を各講座担当者にフィードバックし，授業内容や授業方法の改善を図り，教育の質的向上に役立てている。(国際関係学部)

ファカルティ・ディベロップメントの組織的な取り組みを実施するために，平成17年度よりFD委員会を学部に設置している。FDの一環として，日本技術士会会長による「技術者の誇りと21世紀の技術士像」の講演会を開催した。(理工学部)

教育開発センター委員会を組織(平成16年5月)。(生産工学部)

平成12年度原稿カリキュラム導入時から学務委員会を中心としたファカルテ

イ・デベロップメント（FD）として講演会、シンポジウム、研修会を開催している。小人数によるワークショップは第1学年から第3学年に配置している総合科目のなかの授業科目担当者間（約20名）でシラバス作成・教育方法・評価について3～6回実施している。また、同一学年及び学年を隔てた授業科目において、密接に関連する授業科目の教科担当責任者間（約5～10名）で授業内容のワークショップを実施している。第5学年の臨床歯科学Ⅱ（臨床実習）については、各教育診療科単位（約10～30名）でカリキュラム・プランニングについてのワークショップを実施している。また、教育診療医に対しては、平成15年度より1泊2日の研修会を隔年で実施している。さらに、平成17年から本格導入される共用試験に備え、C B T問題作成のためのワークショップ（約20名単位）3回及びO S C Eの学内評価者養成のためのワークショップ（約30名）2回を実施している。（歯学部）

平成17年度に学部長を委員長とする生物資源科学部FD委員会を組織してFD活動を推進する具体的な企画を立案し、実行している。（生物資源科学部）

G P A制度を導入し、厳正な成績評価に取り組んでいる。FD専門委員会が中心になり、スクーリング担当者を集めてG P A制度についての講演会を行い、講演会後には内容を記した報告書を作成し、その報告書を担当教員に配布することにより、周知徹底を図った。また、教員の教育内容・授業内容の向上のため、項目を精査し、学生による授業評価アンケートを行った。（通信教育部）

平成10年度から専任・非常勤の全教員を対象に、教員の教育能力の向上及び教育の質的向上を図るため、FDの一環として、「教員研修会」を実施し、平成15年度からは、職員の参加も得て「教職員研修会」として運用している。同研修会は、社会の要請を常に的確に捉えるための外部講師による講演及び各委員会による短期大学の現況・課題・取組方針等の内容の具体的説明並びにパネルディスカッションを骨子としている。（短期大学部船橋校舎）

《進ちょく状況及び今後の改善取組完了予定》

各学部のFD委員会の活動を支援する方向で検討。（学務部、総合企画部）

G P A制度に関し、文書による周知徹底の活動、平成17年度後半にFDに関する教員アンケートを実施予定、平成17年度後半にFD研修会を実施予定。（法学部）

今後もFD委員会と連携を図り、G P A制度に伴う問題点等の検証を行い、教育改善のため、引き続きFD活動の活性化に努める。（文理学部）

この結果を集計し、どのようにしたら授業改善に生かすことができるのか、FD委員会と学務委員会が連携しながら改善目標を達成したい。(経済学部)

具体的改善取組みを行いながら、日本大学本部と連携の上、今後の改善取組に臨んでいく。(国際関係学部)

平成16年度に教育開発センター委員会を設置するとともに、その専門委員会として教育に関する具体的事項について検討を行う教育検討専門委員会、教育改善等FD推進を実行するFD推進委員会を各々設置し、FDを推進・検討するシステムは確立された。現在では学部として実施している「授業アンケート」が定着し、アンケート結果のデータを分析・利用する方法について検討中である。FDは学生の授業評価の活用のみでは不十分であり、「教育・教員評価システム」の構築についても検討を行っている。上記2つの活用と「FD講演会」の定期的開催、さらに「教育関係学会」への積極的な専任教員の派遣を継続して行っていく。

平成17年度中の完成にむけて「教育・教員評価システム」の構築を行う。

授業評価アンケートの分析結果と「学生成績データ」を連動させるべく平成20年度完成・稼働を目指して「データベース」構築を行う。(生産工学部)

平成18年度からの臨床研修歯科医師制度の必須化に備え、「臨床実習から臨床研修への連携を考える」というテーマで教育診療医29名に対し横芝セミナーハウスにて1泊2日の研修を行なった。(歯学部)

全教職員を対象とする講習会を開催し、意識の改革を図った。第1回は「GPAの導入ーその具体的な方法と意図するものー」及び「セクシャルハラスメントについて」、第2回は「個人情報保護法について」を実施した。また、専修教育の充実を図るため生物環境工学科及び海洋生物資源科学科は日本技術者教育認定機構(JABEE)を実施している。JABEEへの対応は、教育面で授業科目担当者はもちろんのこと、学部全体のFD活動であり、学部として積極的に支援する。今後は、他の学科においてもJABEE活動を導入する方向で検討する。(生物資源科学部)

FD専門委員会を設置し、教育水準の向上を図り、従来の授業内容及び教授法の改善を組織的に行っていく。(通信教育部)

平成17年度理工学部設置のFD委員会に短期大学部教員も構成員として参加することが決定しており、学部と連携し、FD活動活性化に向け取組む予定である。また、平成17年度中に授業評価に係る講演会を企画・準備中である。(短期大学部船橋校舎)

改善結果：改善取組完了・改善達成

《現況・成果》

学部内におけるFD推進機関として、平成17年4月に工学部FD委員会を設置した。また、他大学等の事例を参考にし、本学部での啓蒙に活かすべく、FD関連の各種研修会やシンポジウムへ教職員を派遣している。次年度以降もできるだけ多くの各種研修会へ教職員を派遣する予定である。(工学部)

医学部では従前からFDに関する取組みが積極的に進められ一定の成果をあげている。「医学教育ワークショップ」は平成17年度までに44回の開催実績を持ち、参加者は延べ500人を超える。平成16年度からは、運営スタッフを一新し、従来のスタッフとも連携を図り、助言を受けながら適切に運営されている。また、臨床研修の必修化に伴い指導者向けの研修にも取り組んでいるほか、新たな教育カリキュラムの実施に向けた課題の共通理解やコースの設定方法、チュートリアルを進め方等、新たなテーマによるFD活動が活発化してきている。(医学部)

FD委員会を設置し、平成8年度から年数回のワークショップを実施している。

講師(専任扱)以上の教員を対象とする「学生による授業評価アンケート」を平成8年度から毎年実施し、結果を教授会で公表するなど、教員に積極的な改善を促せる仕組みを構築している。(松戸歯学部)

平成15年度から薬学部薬学教育カリキュラム検討・FD推進委員会を設置し、FD活動の推進を図った。平成16年度は、薬学部FD委員会として独立させFDのさらなる活性化を図った。本委員会は、学生による授業評価、ワークショップの開催、講演会などの活動を積極的に行っており、FD活性化の目標は本学部においては達成されている。(薬学部)

改善実行上の問題点

FDに関する全学的な取り組み指針の必要性(法学部)

集計結果の公開方法について、今後検討していきたい。(国際関係学部)

IV 学生の受入れ

大学院研究科

改善事項：定員充足率の向上

社会で活躍し得る高度な専門的職業人の養成や世界レベルの先端的研究を展開する上では、大学院研究科の充実、中でも学生の定員充足率の向上は欠かせない。

改善の方向・目標

優秀かつ学習意欲の高い学生を確保するためには、大学院研究科と学部との間の連携に基づいた学生に対する個別指導が必要であるが、全学的な検討課題としては飛び入学制度の活用のためのガイドラインの策定が急がれる。

改善達成時期

平成 17 年度までに飛び入学制度の活用のためのガイドラインを策定する。

改善担当機関等

学務部，総合学生部

改善結果：未着手

《理由》

本研究科は、受験資格として3年以上のビジネス経験を重視しており、飛び入学制度により受け入れることは、特に検討していない。(大学院グローバル・ビジネス研究科)

本研究科は社会人の生涯教育を対象としているため、飛び入学制度そのものが対象とならない。また、現時点においては、博士前期・後期課程ともに定員数を充足している。(大学院総合社会情報研究科)

改善結果：具体的改善取組を実行中

《取組内容》

多くの研究科で学部から大学院への推薦入学を実施。大学院への飛び入学制度は学則に規定済みであり、理工学研究科に実例がある。(学務部)

平成17年4月入学者より、学生定員を25名から40名に学則変更したが、平成17年9月入学者において初めての定員割れが生じた。入学試験日に受験生を対象にメディア調査を実施し、その結果を収集・分析し、質の高い受験生を多く獲得するための広報活動に役立てている。また広報活動・試験科目の変更・授業内容の質の向上等、定員を充足し、安定した充足率を確保させる方策を総合的に検討している。(大学院グローバル・ビジネス研究科)

《進ちよく状況及び今後の改善取組完了予定》

大学院への飛び入学制度は慎重に実施する必要がある。大学院の定員充足率の向上のためには、社会人向けに大学院設置基準第14条特例、サテライトキャンパス、1年制の修士課程などを実施している他、学内進学者の入学金を免除するなどの優遇措置を採っている。(学務部)

広報活動・入学試験・授業内容の向上等を各委員会で検討し、実施可能なものから順次実施している。社会人学生の受け入れにはビジネスニーズの影響が大であるため、その時々々のニーズにあった方策を立てねばならず、完了予定というより、継続的な取組みを行なっている。(大学院グローバル・ビジネス研究科)

改善実行上の問題点

ビジネス・スクールを標榜し、競合する大学院が増える一方で、法科大学院や会計大学院等、社会人の選択肢が増えつつある状況下にあっては抜本的な対策が求められている。(大学院グローバル・ビジネス研究科)

学部・短期大学部

改善事項：編入学及び転部・転科・転籍制度の積極活用

学生及び学習ニーズの多様化に柔軟に対応するため、幅広い学問分野の教育を展開している本学の特長を十分に生かして単位互換や相互履修の積極活用を推進する一方、学生の移動についても柔軟な対応が必要である。具体的には、学部・短期大学部間の編入学、学部間移動（転部）、学科間移動（転科）及び通信教育課程と通学課程の移動（転籍）などがより円滑に行えるよう、全学的調整を図る。

改善の方向・目標

学生が円滑に移動できるよう、全学的な方針や単位認定方法等を検討するとともに、各学部等においては学生の受入れ方法・手続等の詳細を明示する。

改善達成時期

平成16年度中に全学的な方針や単位認定方法等の検討結果をまとめる。各学部においてはこれに基づき学生の受入れ方法等の詳細を明示する。

改善担当機関等

学務部、学部等の担当部署（庶務課又は教務課）

改善結果：未着手

《理由》

全学的な方針が示されていないため。（生産工学部）

本改善事項についての新しい全学的な方針並びに単位認定方法等が明示されていないため。（工学部）

編入学及び転部で、受入れに関しては医学部が6年一貫性カリキュラムを標榜しているため、対応が難しい。（医学部）

平成18年度より4年制の薬学部の募集を停止し6年制の薬学部を設置するために文部科学省に届出を終えたところであり、現在、履修方法の詳細など最終的な調整を行っている。編入学・転部制度については、シラバスの作成や新たな進級条件の設定が終了した状況であることから、6年制薬学部が発足した後の検討事項と考えている。（薬学部）

現行の短期大学部学則においては、転部・転科・転籍を規定していない。ま

た、修業年限の点から、編入学による本大学各学部及び本短期大学部からの受け入れについては、検討していない。(短期大学部船橋校舎)

《今後の改善取組予定》

全学的な方針等の検討結果を待って、取組方法を検討する。(生産工学部)

工学部では、従来から、編入学試験と転科試験を実施しているが、転部による学生の受け入れは行っていない。全学的な改善案が明示され次第、検討に入る予定である。(工学部)

学生及び学習ニーズの多様化、修学途中での進路変更に対応することは、総合大学日本大学として積極的に取り組むべき事項である。まず、履修科目の単位認定の取扱いなど、全学的に統一された基本方針の策定が必要と思われる。(医学部)

転部などは全学的に整備する気運が高まっている。本学部も6年制の薬学部においては全学的な動向に合わせ、編入および転部制度の導入を考えている。(薬学部)

編入学の送り手である短期大学部にとって、全学部により改善の方向・目標が達成されることは、大変意義のあることであり、改善達成を見守りたい。同時に学生の志望する各学部との打合わせを積極的に行い、総合大学としての利点を生かした制度の確立・充実化に向け働きかけたい。(短期大学部船橋校舎)

改善結果：改善方策，取組方法を検討中

《検討機関》

入試管理委員会・入試制度検討特別委員会（商学部）

《検討経過及び今後の改善実行予定》

[転 部] 学部間の調整を図るよう本部でも検討をしている。

[転 科] 学科に関係なくコース制選択が可能なことから検討はしていない。

[編入学] 平成17年度は全国の短期大学に学部案内を配布し応募の拡大を図ったが、具体案は関係委員会にて検討中である。

平成18年度中に実行予定。平成19年度中に改善完了予定。(商学部)

改善結果：具体的改善取組を実行中

《取組内容》

本部入学試験管理委員会において、転部試験に関する申合せ案を提示、積極的実施について理解を得る。(学務部)

文理学部の平成17年度編入学及び転部・転科・転籍試験の結果は、以下のとおりである。編入学：(第1期)受験者10名・合格者1名、(第2期)受験者68名・合格者22名、転部：受験者36名・合格者18名、転科：受験者66名・合格者28名、転籍：受験者19名・合格者5名。実績が示すとおり、それぞれの試験を実施して学生の確保に努めるとともに学生の進路変更にも対応している。また、平成17年度の転科試験から外国語試験を課さなくなった教育学科・体育学科では前年度より受験者が増えたが、これは試験制度の改善効果ではないかと考えている。今年度も一部学科では編入学及び転部・転科後の認定単位等について試験要項を変更するなどの対応を行っている。なお、6月に実施した平成18年度編入学試験(第1期)は、受験者6名・合格者3名であった。

(文理学部)

本学部では、在學生はすべての学科に志望し転科試験を受けることができる体制が整っており、実施している。編入学に関しては、準学士および学士試験が実施されており、外部の短大・高専をはじめ、本学短期大学部学生を受入れている。(理工学部)

編入学に関しては学部教育の一層の充実と活性化を図るため平成7年度から実施している。定員は欠員の補充とし毎年2～3名が入学している。専攻方法は、学科試験、小論文及び面接を実施し、入学者には入学前教育も行い一定の目的を果たしている。転部試験については行っていない。(歯学部)

編入学及び転科は既に実施している。転部は平成18年度入試から実施する。(生物資源科学部)

編入・転部・転科・転籍生の受入れに関し、スクーリング、メディア授業等、学習の開始が円滑にできるよう、受入れ方法、手続等4学部事前に明示し、かつ学生にも個別にガイダンスを実施した。(通信教育部)

《進ちょく状況及び今後の改善取組完了予定》

編入学、転部試験実施学部が拡大した。今後は、円滑な実施のためにルール作りが必要。(学務部)

今後は、現行の編入学試験の在り方を含め、多様な入試制度を再検討し、実施可能なものから実施して、学生の確保並びに学生の進路変更に対応をしていく。(文理学部)

平成 18 年度編入学試験から出願資格に「短期大学を卒業した者」を新たに加え、学科試験を生物学・英語のみとした。(歯学部)

短期大学部からの編入学は、短大湘南校舎から①上位 30%を対象とする推薦編入学試験と、②10 月及び 3 月に一般編入学試験を実施しており、短大生の約 60%が生物資源科学部 10 学科に編入学を果たしている。短大船橋校舎・三島校舎からの編入学希望者には、3 月に編入学試験を実施している。教育年限が 6 年の獣医学科では、生物資源科学部の卒業生(同見込みを含む)に対して学士編入学制度を導入しており、毎年数名の入学者がいる。また、学部間の相互履修制度を利用して本学部で受講する他学部学生が年々増加しており、転部試験の制度を平成 18 年度入試から実施する。以上の制度を積極的に活用し、学生の勉学意欲に対して便宜を図っている。

合格者に対する単位認定は、当該学科において入学前の所属学科で履修した科目をシラバスに基づいて認定し、認定できない科目は一括認定により入学者に不利益を生じないように配慮している。(生物資源科学部)

メディア授業の受講対象を学内の全学部生からも受入れることを視野に入れ、積極的に科目の開発を進めていく。(通信教育部)

改善結果：改善取組完了・改善達成

《現況・成果》

編入学及び転部に関して大幅な見直しを 16 年度中に決定し、18 年度入学者選抜試験より実施している。

編入学は「日本大学の各学部及び短期大学部の卒業生又は卒業見込者」のみに認めていたが、18 年度入学者試験より、その対象を日本大学以外の大学・短期大学の卒業生・卒業見込者、及び 4 年制大学の 2 年次以上の在学者にも広げ、法学部での専門的な学習・研究を希望する学生に積極的に対応するため、第一部・第二部ともに新しい方式を導入した。

- ① 編入年次：編入学の対象を 3 年次とした。ただし、既修得単位によっては卒業までに 2 年を超える期間を要することもあることを告知した。
- ② 試験日：編入学希望者が受験しやすいよう、試験日を 18 年 3 月から 17 年 10 月に移行させた。
- ③ 認定単位数：3 年次編入学者が希望の専門科目を十分に受講できるように

するため、本学部の卒業修得単位要件の124単位のうち、62単位を上限として認定することにした。

- ④ 既修得単位の事前認定審査：編入学者が入学後の修学についての見通しを得ることができるようにするため、希望者には既修得単位の確認と認定を行う事前審査を、入学願書提出前に実施し、本人に通知する方法を導入した。なお、事前審査は学務委員会が行う。
- ⑤ 試験科目：試験は外国語試験、各学科の指定論文試験及び面接とし、外国語試験ではさまざまな修学歴を持つ学生に配慮して、英語・ドイツ語・フランス語・中国語の4科目から1科目選択させる方法をとった。

また、従前は第一部と第二部間の転部のみであったが、18年度からはこれとは別に「転部（学部間）」を新設し、本学各学部に入学期後の進路変更希望者に対応できるようにした。なお、修学年次、単位認定、試験方法等は編入学試験に準拠させた。（法学部）

平成16年3月12日の入試委員会において慎重審議し、同年3月18日の担当会議、教授会の承認を経て、平成17年度試験（平成16年10月）から、転部試験を学部内（第一部⇔第二部）と学部間（本学他学部⇒本学部）に区別し、転部【学部内】試験は3月、転部【学部間】試験は第1期（10月）・第2期（3月）に実施することとなった。この転部試験の見直しによって、学生の移動に関わる試験制度が、編入学試験を含めて全般的に明確さを増し、円滑な学生の移動を促すことが予期される。（経済学部）

編入学試験（2年次、3年次）、転部試験（2年次）は、「欠員補充」という形で実施している。つまり、欠員が生じた学科・コースに限った募集である。平成18年度入試においては、2年次編入は映画学科、美術学科、音楽学科、文芸学科で行われ、3年次編入は美術学科において行われる予定である。転科は、学内で1年次生のみ対象として公募され、選考により各学科5名以内を認めている。受験資格は受講登録単位数の80%以上に合格した者である。（芸術学部）

単位認定について、平成16年度から他大学からの編入学者の一括認定を実施しており、平成17年度から併設短期大学部（商経学科・食物栄養学科）、海外の大学及び短期大学からの編入学者の一括認定を実施している。また、転部においても、編入学の単位認定を準用して対応した。これにより改善取組は完了した。

一括認定で対応した編入学者及び転部者の卒業時の取得状況結果が、まだ出ない状況である。（国際関係学部）

本学部では、学則第 16 条に基づき、学部教育の一層の充実と活性化を図るため、平成 8 年度から編入学試験を下記により導入した。

- 出願資格 ① 大学に原則として 1 年以上在学し、34 単位以上を修得した者
② 大学を卒業した者
③ 短期大学を卒業した者
④ 高等専門学校を卒業した者

編入学年 2 年次

単位認定 1 年次に課している授業科目 40 単位の内、38 単位を認定。

履修方法 2 年次に編入した学生は、2 年次に課せられた全授業科目のほか、1 年次配当の専門科目「社会歯科医学 1（2 単位）」を必修としている。

本試験は、出願資格に教育分野別の条件を課していないため、本学他学部の卒業生・在學生はもとより、他大学在学中の進路変更者、高年齢の社会人等が多く受験し合格している。

編入学生は 2 年次に編入し、1 年次からの進級者と合流することになるが、1 年次に修得すべき教育内容の不足部分については、正規授業時間帯の空時間を利用した補習授業等により補っているため、落伍者も少なく、在学中に特待生に選出されるケースも見られる。(松戸歯学部)

改善実行上の問題点

他学部の転部試験を受験し合格した本学部生の合格通知が届くのが年度末と遅いため、学生の転部手続が年度内に完了することができない。文系からの学士編入入学者の単位一括認定が難しく、個別認定となっている。(理工学部)

短期大学部においても、自ら選択した学科の適性への疑問や入学後の異分野への関心がわく等による学科の移動を希望する学生がいるものの、現行の学則上は転科が認められていない。本人の適性或学習意欲に対応するため、学則の変更等についての検討が望まれる。(短期大学部船橋校舎)

V 教員組織

大学院研究科・学部・短期大学部共通

改善事項：多様な教員の採用と年齢構成への配慮

質の高い教育研究を展開するためには、実務家や外国人その他優秀で多様な教員を採用し、様々な形で能力を発揮願うべきであるが、様々な教員の能力・役割等に応じた形での採用の仕組みは十分に整ってはいない。また、採用に当たって、教員年齢構成への配慮はなされつつあるが、結果として年齢構成のバランスが良好でない学部も少なくない。教員の給与体系の見直しとも合わせて検討すべきである。

改善の方向・目標

任期制の導入や専ら教育あるいは研究を担当する教員の採用など多様な教員採用方法及び導入に伴い新しい給与体系を検討する。

また、若手教員の積極的な育成や採用を奨励する方策の検討、定年延長制度の運用方法の見直しを図る。

改善達成時期

平成 16 年度中に検討結果をまとめる。

改善担当機関等

人事部

改善結果：取組方法を検討中

《検討機関》

人事・給与委員会，人事・給与委員会専門部会

《検討経過及び今後の改善実行予定》

任期制教員制度は導入したが、それに伴う給与体系は本委員会で検討中であり、平成 16 年 11 月 26 日付の第一次答申でも検討する旨、総長・理事長宛答申している。

改善結果：改善取組完了・改善達成

《現況・成果》

任期制教員は「日本大学任期制教員規程」を制定し、平成 16 年 3 月 1 日から施行している。平成 17 年度も大学総合科学研究科等の設置により 24 名採用し

た。

改善事項：教員評価制度の見直し（研究，教育，学生指導，大学行政及び社会貢献等の評価の実施）

質の高い教育研究を展開する上では，実務家や外国人その他多様な教員を採用し，様々な形で能力を発揮願うことになるが，様々な教員の活動をそれぞれ評価する仕組みは整備されていない。そこで，各教員の役割，貢献度等を適正に評価し，評価に応じた待遇をすべきである。

改善の方向・目標

研究活動，教育活動をはじめ学生指導や大学行政，社会貢献，医療活動等についての評価方法・基準等を多角的に検討し，全学共通のガイドラインを策定する。

改善達成時期

平成 16 年度中に全学共通のガイドラインを策定する。

改善担当機関等

人事部

改善結果：取組方法を検討中

《検討機関》

人事・給与委員会，人事・給与委員会専門部会

《検討経過及び今後の改善実行予定》

平成 16 年 1 月 28 日付で総長，理事長から人事・給与委員会委員長宛諮問があり，平成 16 年 11 月 26 日付で第一次答申を提出した。その答申には，新人事考課制度の導入が基本的項目として明記されており，同委員会における今後の具体的な検討結果に基づき対応を図る。

VI 研究活動

大学院研究科・学部・短期大学部共通

改善事項：組織的プロジェクトによる高度で先進的な研究の実施と研究成果の発信

研究の国際的競争力が問われ、「国際的に通用する研究」そして「世界的な研究拠点」を大学がいかに構築していくかの視点を持ち、それを実行していくかどうかは21世紀の国内外の大学間競争に生き残る鍵となる。各研究者が研究活動を活発に行うことはもちろんであるが、「21世紀COEプログラム」の選定事業により各大学の研究活動が評価されるように、組織として明確な研究戦略を持ち、先端的研究課題を設定し、成果を上げることが重要である。

改善の方向・目標

大学院研究科をはじめ、研究所や学部等の単位で研究プロジェクトを組織し、その研究成果(経過)を毎年全学行事として発表する機会を設ける。

学内のそれぞれの研究成果の発表は、学際的な研究推進の契機となり、総合大学としての研究能力を更に高める契機となろう。また、学内研究費の配分に研究成果を反映させることによって学内の研究活動の更なる活性化を促すこともできる。

さらに、こうした取組や成果を積極的に外部に発信することによって、外部資金の獲得や産学連携の一層の推進も期待できる。

改善達成時期

平成17年度中に研究プロジェクトによる研究成果を発表するための全学行事の企画をまとめる。

改善担当機関等

研究総合事務室

改善結果：取組方法を検討中

《検討機関》

研究委員会

《検討経過及び今後の改善実行予定》

次回、研究委員会において、次の事項について検討予定。

本学で、実施している私立大学学術研究高度化推進事業（ハイテク・リサーチ・センター整備事業、学術フロンティア推進事業他）について、2年終了時

と4年終了時の事業を対象に本部で、研究成果発表会を実施する。

これにより、本学が重点的に支援している大型プロジェクトの研究成果を学内外に広く公開する。また当該事業は、文部科学省から3年次と5年次に報告を義務付けられているが、それに先がけて、研究成果発表会を実施することで、学術研究高度化推進事業審査委員会が、評価を行い、今後の事業について、改善すべき点を指摘する。

学部等内での年1回以上の研究成果発表会を提案する。

一部の学部では、実施されているが、実施されていない学部が多い。他の研究者の研究内容がわかることで、研究活動の活性化と、より学際的な研究への展開を期待する。

Ⅶ 施設・設備等

大学院研究科・学部・短期大学部共通

改善事項：耐震・免震対策及びバリアフリー化

耐震・免震補強工事は、各部科校でたゆまず行っているが、校舎等の老朽化に伴いまだ完了していない。これは人命と安全に関する問題であり、避けて通ることのできない問題である。問題のある校舎等の新校舎等建設計画の早期実行及び耐震・免震補強工事を実現しなければならない。

また、今日バリアフリーについては社会通念となっているが、教室はもちろんのこと、図書館、食堂など車椅子で行けない場所が多い。点字ブロックなどの整備を含め、すべての人に開かれた大学となるよう改善しなければならない。一部の学部を除き十分な配慮はなされていない。財政状況を斟酌し、中・長期計画の下、具体的年次計画を立て実施すべきである。

改善の方向・目標

耐震・免震補強工事の必要な施設・設備とバリアフリー化の必要な箇所等についての情報を定期的・全学的に確認することにより整備を促す。

改善達成時期

平成 17 年度中に必要な情報をまとめ、以後定期的・全学的に確認し整備を促す。

改善担当機関等

管財部

改善結果：取組方法を検討中

《検討経過及び今後の改善実行予定》

(本部について)

保健体育審議会所属の各学生寮の耐震化対策も考慮した建替計画等の長期事業計画を検討中。

(医学部について)

キャンパスマスタープラン策定にのっとり計画で、順次検討していく予定。

(通信教育部について)

耐震化対策・バリアフリー化対策が必要な 1 号館の事業計画検討委員会への申請を検討中。

改善結果：具体的改善取組を実行中

《取組内容》

平成 16 年度に全学的な耐震・免震対策状況について、法人期中監査で報告を行い、管財事務研修会等にて進捗状況報告し、整備を促している。バリアフリー化については、事業計画検討委員会にて承認を受けた事業を中心に身障者対応エレベーター・点字ブロック等の設置を促している。

《進ちょく状況及び今後の改善取組完了予定》

(本部について)

耐震化対策も考慮し、保健体育審議会ボクシング部学生寮の建替計画の実施設計を完了し、工事の発注を行う予定である。

(法学部について)

既存校舎の老朽化対策・耐震化対策・バリアフリー化対策も考慮し、平成 17 年度は 10 号館(仮称)の実施設計を完了し、3 号館・4 号館の建替計画の設計を発注する予定である。

(文理学部について)

キャンパス内既存校舎の老朽化対策・耐震化対策・バリアフリー化対策も考慮し、平成 17 年度中に新教室棟及び第一実験棟(仮称)の実施設計を完了する予定である。

(経済学部について)

耐震化対策上、本館・4 号館の 3 階以上部分の耐震補強工事を行う予定である。

(商学部について)

キャンパス内既存校舎の老朽化対策・耐震化対策・バリアフリー化対策も考慮し、キャンパス再開発の建築事業を平成 21 年度完了を目標に基本設計中である。

(芸術学部について)

老朽化対策・耐震化対策・バリアフリー化対策も考慮し、平成 16 年度に江古田キャンパス整備事業に伴う校舎新築工事を着手し、整備事業中である。

(国際関係学部について)

キャンパス内既存校舎の老朽化対策・耐震化対策・バリアフリー化対策も考慮し、平成 17 年度中に三島駅北口校地・新校舎計画の設計を発注する予定である。

(理工学部について)

耐震化対策上、駿河台校舎 5 号館の耐震補強の設計及び工事を発注し、設計

中である。バリアフリー化対策上、船橋校舎 13 号館に身障者対応エレベーターの設置工事中である。

(生産工学部について)

キャンパス内既存校舎の老朽化対策・耐震化対策・バリアフリー化対策も考慮し、津田沼校舎新 12 号館の建設及びバリアフリー化対策上、津田沼校舎 32 号館に身障者対応エレベーターの設置工事中である。また、平成 17 年度中に津田沼校舎 13 号館の実施設計を完了する予定である。

(工学部について)

キャンパス内既存校舎の老朽化対策・耐震化対策・バリアフリー化対策も考慮し、新教室棟の完成を予定している。

(医学部について)

耐震診断結果を基に、平成 17 年度中に最も危険とされている大学院棟ピロティ一部分の解体工事を行なう予定である。また、バリアフリー化対策も考慮した駿河台病院の改修の設計を平成 17 年度中に完了する予定である。

(歯学部について)

平成 17 年度の新校舎完成に伴い、既存校舎の一部の機能移転を新校舎にする予定である。移転跡及び既存校舎の整備・有効利用については専門委員会を組織し、既に具体的検討を重ねている。

(松戸歯学部について)

既存病院棟の老朽化対策・耐震化対策・バリアフリー化対策も考慮し、新歯科病院棟の完成を予定している。

(生物資源科学部について)

バリアフリー化対策も考慮し、9 号館の実施設計を完了し、工事を発注する予定である。

(薬学部について)

バリアフリー化対策も考慮し、2 号館の建替建設中である。また、バリアフリー化対策も考慮し、8 号館の実施設計を完了し、工事を発注する予定である。

改善結果：改善取組完了・改善達成

《現況・成果》

(本部について)

総合研究大学院が設置されている日本大学会館第 2 別館のバリアフリー化対策として身障者対応エレベーター・点字ブロック等の設置を行った。また、耐震化対策も考慮し、保健体育審議会ボート部学生寮の建替工事を行った。

(経済学部について)

耐震化対策上、本館・4号館の2階部分の耐震補強工事を行った。
(生物資源科学部)

バリアフリー化対策も考慮し、家畜病院の増築及び動物医科学研究センターの新築工事を行った。

改善事項：体育施設・学生寮の整備

本学は、教育方針の柱の一つとして健康で文化的な人材育成、即ち心身の健康を掲げており、様々な体育施設（グラウンドを含む）・競技部のための学生寮等を備えているが、この中には昭和40年代に建てられ老朽化したものも少なくない。

先端的教育研究施設については、私立大学学術研究高度化推進事業、私立大学等経常費補助金（特別補助）などによって重点的整備が進められるが、いわゆる体育施設等に対する特別な重点補助（外部資金）は得にくい状況にある。そのため、同僚他大学に比して、体育施設の整備が遅れがちである。

改善の方向・目標

理事会決定済のグラウンド整備については、速やかに実施するとともに、各競技部の宿舍等についても年次計画を立て、建替えを実行する。

改善達成時期

平成15年度中に具体的年次計画案をまとめる。

改善担当機関等

管財部，総合企画部，保健体育事務局

改善結果：具体的改善取組を実行中

《取組内容》

長期事業計画（年次計画）に基づき下記内容を実行中。

- ① ゴルフ部学生寮の新築・同練習場の整備
- ② ボクシング部学生寮の建替
- ③ 稲城グラウンドの改修（人工芝化）
- ④ アメリカンフットボール部学生寮の建替

進ちよく状況及び今後の改善取組完了予定：

- ① 基本設計完了 平成18年度竣工予定
- ② 実施設計完了 平成18年度竣工予定
- ③ 平成18年度予算に計上 平成18年度竣工予定
- ④ 平成18年度予算に計上 平成19年度竣工予定

※ 平成 20 年度以降については，検討中。

改善結果：改善取組完了・改善達成

《現況・成果》

陸上競技場トラックの改修（平成 16 年 10 月竣工）。ボート部学生寮（含艇庫）の建替（平成 17 年 3 月竣工）。

Ⅷ 図書館及び学術情報

学部

改善事項：図書館利用環境の整備

図書館利用者の利便性向上のため、共同利用の電子ジャーナル、オンラインデータベースの拡充を図り、図書、雑誌の完全な遡及入力を進めるとともに、全学的にOPACシステムを統合し、一元的に利用できる新システムを構築することが必要である。また、総合学術情報センター及び各学部図書館の資産は全学共有のものであるとの認識に立ち、本大学の学生及び教職員がいずれの図書館でも容易に利用できる環境を整備することが必要である。

なお、学生へのサービスの向上という点からは、閲覧室や自習室等の利用時間拡大と座席数等の整備が必要である。

改善の方向・目標

総合学術情報センターを中心に、全学的にOPACシステムを統合し、一元的に利用できるような新システムを導入するとともに、各図書館の図書、雑誌の完全な遡及入力を進めて、OPACシステムの一層の充実を図る。

全学共通に導入されている学生証及び身分証明書（磁気カード）を利用し、全学生及び教職員が所属学部にかかわらず、本大学のすべての図書館を同じように利用できるシステムを構築する。

閲覧室や自習室等については、24時間利用可能な設備とする方向で整備を進める必要がある。

改善達成時期

平成17年度末までに達成する。

改善担当機関等

管財部、総合学術情報センター、各学部の図書委員会、図書館事務課

改善結果：未着手

《理由》

キャンパスの利用時間が午後9時であるので、それに準じた開館時間（月～金曜日9：00～20：30、土曜日9：00～18：30）としている。（商学部）

全学共通のシステム導入については、全学部学生、教職員のデータを全学部で利用できるサーバーに移行しなくては実現不可能であり、経費面でもデメリットが多い。入館に際しては現在のシステムでの利用が可能なので、他学部者

利用は、手作業対応で充分である。また、図書館相互利用システムにより、他学部図書館所蔵の図書利用ができるので、少数利用者のために多額の経費をかけるのは一考を要する。

また、閲覧室や自習室等の 24 時間利用については、人材、費用、危機管理、他部署の事情等により実施は不可能である。(国際関係学部)

閲覧室や自習室の 24 時間利用について、深夜の利用者（学生・教職員など）に対応できる図書館事務の人的体制の整備や大学周辺の地域防犯などの観点から、現段階では難しい。(工学部)

全学部学生の学籍データの共有化が前提となり、現状では実行されていない。また、教職員の身分証明書の磁気化達成状況も学部によって異なり、薬学部は未達成である。(薬学部)

《今後の改善取組予定》

実施の予定はない。(国際関係学部)

平成 17 年度から平日の開館時間を 1 時間延長して午後 8 時までとした。(工学部)

平成 17 年度図書館業務研修会において全学部（高校を含む）から事前アンケート調査を行い、全学共通の利用条件を実現するための問題点について検討されたので、それを踏まえ実現化へ向けて取り組んでいく。(薬学部)

改善結果：取組方法を検討中

《検討機関》

総合学術情報センター及び学部図書館（管財部、総合学術情報センター）

図書委員会，執行部会（芸術学部）

図書委員会，図書館事務課（理工学部）

図書委員会，図書館事務課（生産工学部）

医学部図書館，図書館運営委員会（医学部）

図書委員会（歯学部）

図書委員会及び図書館事務課（生物資源科学部）

《検討経過及び今後の改善実行予定》

利用環境の整備・拡充を目的に、幾つかの学部図書館において、22時まで開館時間の延長を実現している。24時間開館の実施については、図書館施設・設備の改修・整備をはじめ、館内・校内の管理体制の確立、職員の増員など、人事・財務面で解決しなければならない課題が山積している。さらに、財務面での負担に対し、それに見合うだけの成果が招来できるかなど、周囲の環境や立地条件、例えば郊外型の図書館と都市型の図書館の違いなども考慮し、継続して検証・検討している。(管財部、総合学術情報センター)

閲覧室や自習室の24時間利用可能について、江古田校舎ではキャンパス整備事業が終了するまでは実施しない予定である。また、所沢校舎は、交通機関の都合上24時間利用可能とすることは不可能なので、時間延長での対応を検討する。(芸術学部)

各学部とも既に館内閲覧とセルフコピーサービスについてはどこの学部図書館も利用できる体制を取っている。しかし、貸出等については現在稼動している全学共通図書館システムでの処理を考えれば、全学部学生の学籍データ等の共有化が必要となり、各学部での対応というレベルの話ではなくなる。あるいはマニュアルでの対応ということになれば、原稿システムの特徴が失われる。当学部としてはその中間的な方法がないかを検討していきたい。(理工学部)

本学部図書館では閉館時間を平日8時、土曜日5時とし、さらに平成14年度には試験期間中は試験期間一週間前から開館時間を1時間延長し、9時閉館とする改革を実施した。しかし、24時間開館については職員配置、光熱費、セキュリティ等の諸問題を鑑みると、現状での実施・実現の可能性は低いと考えられる。(生産工学部)

24時間閲覧室開放に向けて、その対応策を検討している。施設設備に関する予算措置が難しく、次年度以降の具体的実施に向けて継続審議となっている。(医学部)

平日の開館時間を平成12年度から21時までに延長し、さらに平成16年度からは、休講日である土曜日の開館時間を18時までに延長したが、24時間開館については、図書館が研究室等と同じ建物内にあるため、夜間の警備上の問題から、今後実行は不可能と判断できる。

他学部の学生・教職員の利用については、今年度夏の図書館職員研修会にお

いて検討をしたが、全てが同じとは出来ない事情が各学部にある。(歯学部)

総合学術情報センターを中心に、全学的にOPACシステムを統合する方向を受けて、学部事情を考慮しながら全面的な協力・対応体制で臨んでいる。

(生物資源科学部)

改善結果：具体的改善取組を実行中

《取組内容》

全学共通の図書館利用システムの構築 (管財部, 総合学術情報センター)

開館時間の延長 (法学部)

図書、雑誌の完全な遡及入力については、平成9年度より古典籍等の特殊な資料を除く遡及入力を実施、データ構築作業が進行中である。(文理学部)

OPACシステムの遡及入力及び開館時間の延長 (経済学部)

共通学生証により、他学部生でも個別登録をおこなうことで、共通利用を実施している。(商学部)

図書、雑誌の完全な遡及入力と時間延長。(芸術学部)

学生証及び身分証明書による本大学のすべての図書館を利用できるシステムの構築 (工学部)

各図書館の図書、雑誌の完全な遡及入力を進めて、OPACシステムの一層の充実を図る。(歯学部)

平成17年6月からそれまでの通常午後7時閉館を3時間延長し午後10時閉館とした。また、薬剤師国家試験実施日の直前には日曜開館を実施し、定期試験期間中に限り開館を1時間早めて午前8時とするなど、開館時間延長に積極的に取り組んでいる。(薬学部)

通信教育部には独自の図書館がないため、法学部の図書館では通信教育部の全学生が通学過程の学生と同等に、文理学部、経済学部、商学部の図書館は条件付で閲覧と貸出しすることを認めてもらっている。今後も通学課程の学生と同等のサービスを享受できるよう、各学部図書館と連携をとっていく予定であ

る。(通信教育部)

《進ちょく状況及び今後の改善取組完了予定》

学生証及び教職員証を図書館カードとして利用し、学生・教職員が同一環境下で利用できるよう、全学共通図書館システムを構築した。現在ほぼ全学部図書館で稼動しており、調整がついた学部図書館から、所属学部にかかわらず、他学部の学生・教職員も、同一条件で利用できるよう体制を整えた。また、全学の学生・教職員データシステムと連携し、全学生及び教職員がすべての図書館を同じような条件で利用できるよう、運用方法等の策定に取り組んでいる。(管財部、総合学術情報センター)

平成16年10月1日の新図書館開館以降は、平日は9時から22時、土曜日は21時まで開館しており、春季・夏季休業期間の開館時間を拡大し、休館日も減らした。(法学部)

平成16年度末に完了予定であったが、予定通りに完了しなかったため、平成17年度も作業を継続している。平成17年度末には作業を完了する予定である。(文理学部)

夏期休暇体制中にOPACシステムのバージョンアップを行い検索がより容易になった。また資料の遡及入力は約95%に達し現在も進めている。利用時間については、管理・運営面から考えて現状維持が妥当と言える。(経済学部)

平成12年度から遡及入力を開始し、現在も継続中である。また、所沢図書館において土曜日のみ4時間の時間延長を平成17年4月から開始している。(芸術学部)

工学部図書館は、学生及び教職員の学生証等による利用システムを本格運用しているが、他学部や一般の利用者についても、本学部利用者と同等の扱いで専用カードを発給して対応している。(工学部)

現在、遡及入力は完了しているが、雑誌において誤って入力したデータの訂正作業を実行中である。(歯学部)

新2号館学生ホール(平成18年3月竣工予定)を自習室として利用する場合の時間延長、また、自動入退室システム等のセキュリティー設備を備える8号館新教室棟(平成19年2月竣工予定)内の自習室の24時間開室の実現化へ向

け取り組んでいる。(薬学部)

法学部に加え、経済学部の図書館においても通信教育部の全学生が学生証のみでの閲覧と貸出しが可能になり、利用環境が改善された。今後は通学課程の学生と同等に利用できる範囲を拡大するだけでなく、郵送による図書の返却を認めてもらうなど、普段通学していない学生も利用しやすくなるような方策を検討する。(通信教育部)

改善結果：改善取組完了・改善達成

《現況・成果》

平成17年度から、各学部図書館のOPACシステムを横断的かつ一元的に統合検索できる日本大学蔵書目録横断検索システムを開発・実行している。また、各学部図書館で所蔵する図書、雑誌データの遡及入力も継続して実施中であり、一層の充実を図っている。(管財部，総合学術情報センター)

①平成16年10月の新図書館開館に伴い、OPACシステムを導入した。②図書、雑誌の遡及入力は、一部の貴重書を除き、終了した。③学生証及び図書館利用者証による入館システムは、構築を終了し、現在稼働している。①②③共に、利用者への情報サービスの高度化を推進し、効率的な学習・研究環境の整備充実が図られた。(法学部)

本大学のすべての図書館を同じように利用できるシステムへの対応としては、平成16年9月から入館ゲートシステムを導入した結果、利用者データの登録に基づく学生証または図書館利用証のバーコード読み取りにより、所属学部にかかわらず利用が可能となっており、平成17年度もこの運用を継続している。(文理学部)

入退館の方法を、学生証・身分証明証等を利用した入退館システムに変更し、夜間でも登録した利用者のみ入館可能となり安全な利用環境となった。これにより全学部の教職員が、利用登録さえすれば同一の条件で本学部の図書館を利用することができるようになった。(経済学部)

本学部図書館においては既に全資料のデータ入力 completed し、OPACで公開している。総合学術情報センターが各学部OPAC横断検索システムを運用しており、利用者は他学部資料の検索もスムーズに行える。(商学部)

OPACシステムについては、雑誌を含めて遡及入力が完了した。

(国際関係学部)

平成17年度から総合学術情報センターにおいて新日本大学蔵書検索システムを稼動。平成17年度から平日の開館時間を1時間延長し、午後9時までとした。また、リーディングルームは既に午後10時までの利用ができる。(理工学部)

本年度、総合学術情報センター主導で全学的な横断検索が可能なOPACが導入された。学生証を利用した貸出は、現在、本学部図書館では既に導入されている。(生産工学部)

平成16年度から本学図書館全学共通システムに統合され約33万冊におよぶ蔵書の遡及入力完了し、新OPACシステムが本格稼動している。それらの書誌情報は、インターネットを介して学内外に公開されている。(工学部)

OPACシステムを導入し、17年4月から本格稼動を開始している。(医学部)

総合学術情報センターにおいて、全学部のOPACを横断して検索できるシステムを構築し、利用者への利便性を図っている。(歯学部)

本学部は本年4月からOPACの統合システムに参加した。なお、蔵書数のうち約97%は遡及入力を完了した。学生証及び身分証明書(磁気カード)の利用については、本学部図書館の場合、他学部の学生及び教職員は、図書閲覧及び文献のコピーを許可している。また、貸出は他学部から資料の請求があった場合、図書館間で資料の貸借が相互に出来るシステムが機能している。本学部としては部分的に改善達成していると考えられる。なお、学生証等(磁気カード)で全学部図書館が同様に利用できるシステムについては、総合学術情報センターと本学部とで検討が必要である。(松戸歯学部)

書名、著者名、キーワード等を入力するだけで、日本大学全学部図書館の蔵書目録データを横断的かつ統合的に検索することができるシステムが完成し、平成17年4月からサービスを開始している。(薬学部)

改善実行上の問題点

閲覧室や自習室等の24時間利用については、実施のためには問題点が数多くある。例えば、利用者数と必要性、経済的な負担の増大、建物の立地及び構造

的な制約，図書館職員及び施設管理維持要員の労働条件等である。(法学部)

閲覧室や自習室等の 24 時間開館については，各学部が分散している状況においては，学部の周辺環境や交通の便，学生の通学環境などの多様性を考慮したうえで大学全体として整備を検討すべき事項と考える。本学部図書館では，現在，開館時間を平日=20 時まで，土曜=19 時までとして利用者への対応を行っている。(文理学部)

教職員の全学図書館共通利用については，全学共通の ID カード（身分証明書）が無いので，現状では困難である。図書館の 24 時間利用については，キャンパスの保安や利用者の安全ならびに非常時の対応策等を充分考慮する必要がある。(商学部)

学生証・身分証明書による図書館利用システムの構築は，本部主導とデータの開示が必要である。(芸術学部)

24 時間開館については図書館や図書委員会だけの判断では，実施できない。閉門，学生の宿泊，食堂運営など学部全体で検討すべき内容を多く含むため，非常に難しい案件である。(国際関係学部)

24 時間利用の設備については施設・設備の問題もあるが，そのための人員配置や予算，またセキュリティ等の問題もあり，それを解決しなければならない。
(理工学部)

閲覧室や自習室等の 24 時間利用については，本学部図書館は独立した図書館棟ではなく病院棟に併設している。そのため，構造上の問題から現時点では閲覧室の 24 時間利用を進めることは困難であるが，昨年度の後学期の定期試験期間と，今年度前学期定期試験（1～5 年）期間に 30 分開館時間を早める（8 時 30 分開館）ことで，開館時間の延長に努力している。(松戸歯学部)

英文学術雑誌の Online Journal 化，電子 Journal 化が急速に進んでいるが，それらには全学的に対応出来るものと，各学部での独自対応が必要な専門的なものがあり，必ずしも一元化がよいと判断することは困難な場合もある。また，24 時間の開館は望ましいが，安全面や人件費等に問題があり，多岐にわたる検討が必要である。(生物資源科学部)

改善事項：学術情報ネットワークの全学的活用

全学共通の課題として、蔵書スペースの問題、図書等の購入費用の問題があり、このことは3年前の改善意見においても指摘されているところである。

総合学術情報センターや各学部図書館では、オンラインジャーナルへの移行や図書等の分担収集を進めているが、学術情報ネットワークを全学的に活用してこれらの取組を一層推進するとともに、学術情報の利便性の向上を図るべきである。

改善の方向・目標

総合学術情報センターを中心に、上記方策の一層の推進策を検討するとともに利用環境の向上を図る。また、「アーカイブセンター」の設置など、蔵書スペース不足を解消する抜本的方策を検討する。

改善達成時期

平成17年度中に検討結果をまとめる。

改善担当機関等

総合学術情報センター

改善結果：取組方法を検討中

《検討機関》

総合学術情報センター及び学部図書館

《検討経過及び今後の改善実行予定》

「アーカイブセンター」の設置については、学部図書館と連携して調査研究し、将来の方策について検討中である。

改善結果：具体的改善取組を実行中

《取組内容》

オンラインジャーナルの導入

《進ちょく状況及び今後の改善取組完了予定》

学術情報ネットワークが整備され、それらを活用することによりオンラインジャーナル・オンラインデータベースの全学利用が可能となり、学術情報の利用環境が飛躍的に向上した。これにより、学内のネットワークコンピュータを利用して、いつでもどこからでも必要な学術情報を迅速に入手することが可能となった。平成16年度19種だったオンラインジャーナル・オンラインデータ

ベースを，平成 17 年度には 26 種に増加した。さらに平成 18 年度も新規に追加する予定であり，利用講習会などを充実させ全学的活用を更に強化し，一層の利用環境の整備を図る。

IX 社会貢献

大学院研究科・学部

改善事項：先端的研究活動の社会還元

本来、社会貢献とは地域社会に限定されるべきものではなく、広く世界を対象とすべきである。部科校所在地周辺の住民に対する公開講座や施設の開放にとどまらず、大学が持つ知的財産、人的財産、施設、卒業生、在学生あるいは大学運営のノウハウ等を含めた総合的な影響力を保持し続けねばならない。それぞれの部科校が有能な卒業生を社会に送り出す目的を果たすことから、大学自体が社会の一員として寄与すべき義務はきわめて幅広いものであることを忘れてはならない。

特に、基礎的研究から事業化あるいは実用化に直結する応用的研究にわたる先端的研究成果の社会還元を推進するためには、不断の情報発信と情報開示が重要であり、こうした取組の中心的存在であるNUB I Cの組織としての認知度をより高める必要がある。

改善の方向・目標

企業等との受託研究及び共同研究の推進では、単に企業側からの申し込みの窓口で終わることなく、研究成果が受託研究あるいは共同研究として魅力的な事業に結びつく可能性を企業側に売り込む積極的な方策が必要であろう。これに先立つ早急な課題は透明性、社会的信頼、教職員の大学人としての責務と個人の利益がそれぞれ矛盾しない倫理綱領の作成である。

また、知的財産の適正な管理・運用を行う知的財産本部としての機能を生かした社会貢献への期待に十分にこたえるための組織体制の整備が急がれる。

改善達成時期

産学連携に伴う倫理綱領の作成については、平成16年度中に骨子をまとめる。

改善担当機関等

NUB I C

改善結果：改善取組完了・改善達成

《現況・成果》

平成16年度中の整備を目標に検討を重ね、産学連携に係る本学の基本的な姿勢を、「日本大学産学官連携ポリシー」、「日本大学知的財産ポリシー」、「日本大学利益相反ポリシー」、「日本大学利益相反マネジメント体制」、「日本大学研究成果有体物（マテリアル）の取扱いに関する方針」としてまとめ、平成16年12月20日付けで制定した。

運用にあたっての詳細は現時点で検討中であるが、改善取組目標である倫理綱領の骨子については到達したと言える。

今後は、運用面での詳細の策定と学内外への周知・浸透に努める方針である。

X 学生生活への配慮

大学院研究科・学部・短期大学部共通

改善事項：奨学金制度の抜本的な見直し

不測の経済的困窮により学業継続が困難になる学生を対象とした奨学金制度が各学部等で設けられてはいる。しかしながら、これの対象となる受給希望者の増加速度に対してその制度が追従できていない。これについて早急の検討が必要である。

大学全体の奨学制度を検討し、奨学金制度間のバランスを取り、奨学金が必要な学生への支援体制を整えるほか、奨学金制度でカバーしきれない場合の支援策についても検討する必要がある。

改善の方向・目標

奨学金の制度に関しては、検討委員会を設置し、経済的困窮者救済のための効率的運用を図る。

民間の教育ローン等を利用する学生に対しては、具体的支援策を検討する。

改善達成時期

平成 16 年度中に具体的支援策をまとめ、実施する。

改善担当機関

総合学生部

改善結果：取組方法を検討中

《検討機関》

日本大学奨学金制度改善実施専門部会

《検討経過及び今後の改善実行予定》

貸与型奨学金から給付型奨学金に 3 年間の移行期間を経て改善し、移行後は奨学金額を授業料半期分相当とする。

改善事項：就職意識の育成

求人状況が社会経済情勢を反映して厳しい様相を呈している。これに対応するには、各学部等に見合った就職相談・指導が大学入学時点から計画的に実施される必要がある。

国家公務員試験対策においては、対策講座等の設置が図られてはいるが、合格者の増加への結果がそれほど見られない。この試験に対する学生の意欲を喚起するため、法人挙げての積極的な取組が必要である。

改善の方向・目標

低学年からの就職相談対応，就職の意識把握と意識育成，就職先の適正選択指導等に努める。

また、志望する業務等に関する説明会，講演会等を開催して、採用試験・資格試験等合格への意識・意欲の一層の向上を図る。

さらに、インターンシップ制度等を積極的にカリキュラムに組み入れて、実践的な能力とともに就職に対する意識の育成を図る。

改善達成時期

平成 16 年度から各種取組を実施する。

改善担当機関等

本部においては、総合学生部，総合企画部が担当する。

学部等においては、就職指導委員会，就職指導課，学生課が担当する。

改善結果：未着手

《理由》

病院・薬局実習をインターンシップ制度ととらえていたため実施されていない。(薬学部)

《今後の改善取組予定》

就職対策委員会において、オープン制のインターンシップを経験できる制度と体制の検討を行う予定である。(薬学部)

改善結果：取組方法を検討中

《検討機関》

就職委員会（文理学部）

就職指導委員会（商学部）

《検討経過及び今後の改善実行予定》

インターンシップに興味を抱く学生は多数存在するが、知名度の高い企業ほど応募の段階で落とされるため、知名度に拘らない企業を探す方を講じていく必要がある。(文理学部)

低学年からの就職相談のうち、これまで空白であった2年次生を含めて、キャリア・コンサルタントによるキャリア相談を平成18年度中に開設することを検討中。(商学部)

改善結果：具体的改善取組を実行中

《取組内容》

低学年向け行事の充実、公務員試験支援センターの設置、インターンシップ関連行事の充実(ビジネスマナー講座など)。(総合学生部、総合企画部)

本学部が平成16年度からインターンシップ制度をカリキュラムに組み入れたのに伴い、授業以外でのインターンシップ情報を就職指導課で紹介し、就業体験を通じて就職への意識向上を図る。(法学部)

1年次生に対する就職適性相談については、入学直後に全員を対象に進路適性診断テストを実施、そのテスト結果に関する相談週間をも設定している。志望する業務に関しては、公務員講座や各種の資格講座開講時に説明している。3年生を対象とした業界・企業説明会も大規模に行う2月だけでなく、平成17年度から、11・12月に6回の中規模の説明会を実施する予定。(商学部)

低学年から就業生活や就職意識を育成するためにキャリア形成の設計や自己の方針を確立する心構えを持つよう指導し、また説明会・講演会の回数を増やすことによって採用試験・資格試験等合格への意識・意欲を高める。さらに、インターンシップ制度を各学科において積極的に導入する。(芸術学部)

低学年からの就職相談対応、就職の意識把握と意識育成。志望する業務等に関する説明会、講演会等の開催。インターンシップ制度の導入(理工学部)

(参考記載)今日の医学教育に求められるのは、単なる知識・技能の移植ではなく、経験に裏打ちされた実践的能力の養成である。そのためには早期から「医師」という職業の何たるかを理解しなければならない。あるいは「研究者」「教育者」に対する理解を深めることも職業意識を高めていく上では必要であるため、本学部においては、次の取組みを行っている。

1年次「医学序論」では、学外の保健・医療・福祉施設の協力のもと、現場を体験する「体験学習」を行い、人と接し地域社会に触れていく経験を通じて、医師に求められる資質・姿勢を理解し、自らの進路への動機付けとしている。その過程において、医師として最低限必要な社会性を認識し、良好な対人（对患者）関係を構築するための実践的な接遇・対話演習を行い、態度教育にも力を注いでいる。

4年次「診断学実習」では、患者との良好な関係を築く必要性を理解するため、模擬患者を使った医療面接実習を行う。そこにおいては、本大学の総合大学という特色を活かし芸術学部演劇学科と協力体制を敷いている。また、「医療管理学実習」では再度学外施設で学ぶ機会を用意しており、低学年での早期体験（1年次体験学習）に加え、より医療を意識した視点から現場を迫体験し、大学付属病院ではなし得ない体験を重ねることで、現場における組織的医療の重要性を認識しながら、チームリーダーとしての医師のあり方を理解するようにしている。5年次臨床実習は、従来の見学型から診療参加型「クリニカル・クラークシップ」への転換を図っており、クラークシップでは、スタッフの一員としてチーム医療に参加し、多くの経験から医師としての実践性を養っていく。教員（＝医師）との関係はより緊密なものとなり、職業人としての医師のあり方を確固としたものにする機会ともなる。

6年次自由選択学習は、学生個々の将来の進路や要望に沿って、自己が設定したテーマに取り組むことが許されている。そこでは「医師」の側面だけではなく、「研究者」あるいは「教育者」としての教員に接することが可能で、将来の志向をそこに求める学生にとって、職業意識涵養の重要な機会となる。

また、平成16年度より医師国家試験合格者の初期臨床研修が義務付けられたことから、「臨床研修センター」を設置し、臨床研修医の受入れはもとより、5、6年次生を対象に卒後ガイダンスを開催し、卒後臨床研修のマッチング制度、本学部の卒後臨床教育の特徴等について説明を行うとともに、他臨床研修施設の情報も提供している。（医学部）

本学部の就職指導委員会及び就職指導課では、全学年を対象にキャリアイングリッシュ講座、TOEIC試験（5回）などを導入し、知識や学力の向上を図ると共に、3年生を対象としたリクルート活動の基礎から業界研究まできめ細かい講座を開講し、進路・就職指導を実施している。また、企業のみならず官公庁のインターンシップにも積極的に対応する指導を実施しており、多くの学生が参加している。

さらに、本学部学務委員会及び教務課では、企業人や卒業生による専門講義科目の設置（食品経済学科、食品科学工学科、動物資源科学科など）や、インターンシップを学外実習科目として単位認定（海洋生物資源科学科、森林資源科学科、食品経済学科、獣医学科など）する制度を導入している。現在、検討している平成18年度からのカリキュラム改正に際して、複数の学科でインター

ンシップの単位認定の科目設置を検討している。(生物資源科学部)

新入生，低学年向け就職ガイダンス (薬学部)

通信教育部の学生の場合既に就業している者が多く，就職希望の学生の全在生に占める割合が少ないため，従来の特定の学年ごとを対象に広く指導する方法から，登録した学生のみを重点的に指導していく方法に切り替える。具体的には，登録した学生に対しては，全学生に郵送している部報や掲示板による告知というこれまでの方法のほか，必要に応じてE-mailやダイレクトメールなどによるきめ細かな情報提供をする。また，日常の窓口相談業務以外の就職指導講座や関係企業等からの資料の閲覧等については，法学部，文理学部，経済学部，商学部の就職指導課の協力により通信教育部の学生も利用しているが，今後も緊密な協力体制を維持していく。(通信教育部)

《進ちよく状況及び今後の改善取組完了予定》

低学年対象ガイダンスなど行事を全学で平成15年度の10から17年度は24に増加。「公務員試験支援センター」を平成17年度から設置し，国家公務員I種合格を目指す学生の支援を行うとともにセンター内に設置した「キャリア教育検討委員会」にて本学におけるキャリア教育の在り方を検討中である。なお，17年度には支援センター主催で学内にキャリア教育の重要性を知らしめるシンポジウムを開催している。また，18年度には「日本大学キャリア教育検討委員会(仮称)」の設置を予定している。(総合学生部，総合企画部)

インターンシップの募集情報を学生がファイルで閲覧できるようにした。本部及び実施団体等からの依頼に基づく官公庁のインターンシップにおいて，学内から公募を実施した。インターンシップ希望者の事前講習として「インターンシップビジネスマナー講座」を実施した。平成17年度を目処に就職指導課で，授業以外でのインターンシップを取扱うにあたって，今後の募集・推薦・事前講習等のあり方を検討する。(法学部)

進路適性診断テストの受験率は約90%であるが，テスト結果に基づく相談実績が極めて悪く，相談週間に関する積極的な広報のほか，相談担当者の範囲の拡充や，テストの内容のあり方についても改善していきたい。また，公務員や各種資格に関しては，依然として合格者数が伸び悩んでいる状況を踏まえて，資格講座のあり方の改善についても，学生へのアンケートを踏まえて，平成18年度中に改善策をまとめ，平成19年度に実施する予定である。(商学部)

平成16年末に1・2年生向けのキャリア形成ガイダンスを開催。また平成16

年度からは就職に関する説明会、講演会の回数を増やして就職意欲の向上を図っている。さらに、インターンシップ制度のパンフレットを作成し、写真学科・放送学科・デザイン学科ではすでにインターンシップ制度を導入、今後はその他の学科においてもインターンシップ制度が導入できるように取り組んでいる。
(芸術学部)

低学年からの就職相談対応、就職の意識把握と意識育成については、1年次生に対して4月の入学ガイダンス(全学科)時にキャリア形成支援小冊子(2005First Step: さあもう！就職意識)を発行・配布。2年次生に対しては「キャリア形成支援講演会」を開催するなどして、低学年からの就職意識の高揚や就職先の適正選択指導等に努めている。

志望する就職業務等に関する説明会、講演会等については、次のとおり。

民間企業への就職支援として10月の就職総合ガイダンス(「就職の手引」及び「就職の資料」を発行・配布)。各種就職対策プログラムの実施。「女子学生の採用の現状と対策セミナー」の実施。

合同企業セミナーとして就職未内定者(9月卒業生も含め)の合同企業セミナーの開催(10月)。3年次生、大学院1年生を対象とした合同企業説明会を実施(2月)。

資格試験対策講座として技術士第一次(技術士補)試験説明会及び宅地建物取引主任者試験対策講座の開催(5月)。

公務員・教員への就職支援として4月の直前講座での機関誌(2006公務員を志す諸君へ-Dream Quest)の発行・配布。10月の総合ガイダンス(公務員試験対策プログラム)実施。

教職員向け教育として教職員を対象とした就職対策特別講座(エントリーシート講座)などを開催し、採用試験・資格試験等合格への意識・意欲の一層の向上を図っている。

インターンシップ制度については、現在検討中で全学科実施の方向で検討している。

今後の改善取組予定としては、キャリア形成・就職支援では低学年からの更なる就職意識の育成。インターンシップ制度の推進では全学科実施(現在、単位認定して実施しているのは、1学科のみ)を目指して就職指導委員会で検討中。公務員就職支援では公務員試験対策プログラム(集中講座)を現在授業時間割表に繰り込んでいるが、新たにこれらに関連する基礎科目をカリキュラムに導入し、単位認定をして学生の更なる基礎学力の向上を目指す。資格試験対策では技術士第一次(技術士補)試験合格者の増加対策を図る。(理工学部)

取組を積極的に実施している。改善取組完了予定は平成18年度である。

(生物資源科学部)

平成 16 年度は、2 年生を対象にした就職ガイダンスを 12 月に開催した。平成 17 年度も、2 年生を対象にした就職ガイダンスを 11 月に開催する予定である。(薬学部)

E-mail による情報提供を開始したことで告知に気が付かない学生が減少し、就職関係のイベントに参加する学生が少しずつ増加してきた。また、従来の告知方法も数回繰り返し提供したことで問い合わせの件数が増えている。(通信教育部)

改善結果：改善取組完了・改善達成

《現況・成果》

就職行事については、1 年生から参加できるように設定したことにより、就職指導課を利用する低学年が増加している。また、志望業務の説明会については、年 3 回の就職ガイダンスを民間企業、教員、公務員志望者に対し開催することにより就職意識向上につながっている。資格試験についても、資格講座受講者は増加しており、合格率は全国平均を上回っている。(文理学部)

平成 16 年度から 1 年生に対するキャリアデザイン・ガイダンスを開始した。また 17 年度から 2 年次以降への継続性を計ることによって、低学年から職業への意識を高めるよう努力している。各種講演会は開講済みなので、これらへの参加も一層促していきたい。インターンシップについても平成 16 年度から取り組みだしたが、今後はこれをカリキュラムに取り入れるべく、具体的作業に入っているところである。(経済学部)

就職意識の向上のために「キャリア形成講座」(半期 2 単位)を設置した。インターンシップに関しても、5 年前から正規の授業カリキュラム(2 単位)に組み込むとともに、50 名程度の応募がある。さらに、その収容能力上の限界を補うために、いわゆるオープン制インターンシップを本年度から実施している。(商学部)

低学年生対象のキャリア教育を充実させる。公務員講座の充実。

本年度よりキャリアデザインガイダンスを年 4 回に増やし、人生設計や職業生活に対する目的意識を醸成した。

合宿講座を年 2 回(夏・冬)に増やし、勉強に取り組む姿勢を教え、また学生相互の人間関係を構築させた。公務員資格試験指導対策センター運営委員会を

立ち上げ、教科毎に学力が不足している学生の補習を行った。公務員試験の一般教養対策として、学部のカリキュラムに公務員試験に対応できる科目を配置した。(国際関係学部)

低学年からのキャリア支援等意識の改善を行い、総合的に就職支援をし、説明会・講演会・模擬試験等を積極的に行った結果、多くの学生が志望する企業等に採用されるなど、意識、意欲の向上が図られた。インターンシップにおいてはカリキュラムに組み込まれ3年生全員が実践的に企業研究をし、就職に対する意識が高くなり成果が得られた。(生産工学部)

早い時期から就職意識を高め、自らの将来設計を考える機会を与えるために、1年次生を対象とした「就職総合(キャリアデザイン)講座」を平成16年度に5回実施し、平成17年度についても10月から5回実施する予定である。

インターンシップの単位化については、既に平成13年度から建築学科、機械工学科がインターンシップ関連の授業科目を設置しており、平成17年度のカリキュラム改定において、土木工学科、物質化学工学科、情報工学科が授業科目を設置し、インターンシップの単位化を図った。(工学部)

本学部では、入学時から新生及び校外オリエンテーション等で、将来歯科医師になるための心構え等の意識育成を行っている。また、第1～4学年のカリキュラムに「医療人間科学」を配置し、歯科医院見学、歯科病院見学及び福祉施設見学実習等を通じて、資格取得後に進むべき医療現場に対する正しい理解と将来の方向性を的確に認識させるように努めている。第6学年前期には、父母を交えた進路説明会を行い、歯科界の現況や資格を生かした複数の進路選択肢や歯科医師国家試験を受験するための心構え等について説明している。

なお、国家試験に合格するための意識・意欲の向上については、各科目での教育を通じて行っている。(歯学部)

3年生を対象に、①就職事務ガイダンス、②適性診断テスト・SPI検査、③企業相談会(講演会方式及びブース形式)を開催して就職に対する意識を高めている。(薬学部)

改善実行上の問題点

教職員のキャリア教育に対する意識が希薄である。

(総合学生部、総合企画部)

国家公務員や中小企業診断士の合格者数の把握が困難になっている。

(商学部)

静岡県内及び首都圏の有名企業を招いて、企業研究会・セミナーを開催して学生の就職に対するきっかけを図る。OB・OG（内定者報告会メンバー）と学生との懇談会やパネルディスカッションを実施して、就職活動に入るモチベーションを高める。インターンシップについては、国際ビジネス情報学科以外の3学科でも導入を検討する。(国際関係学部)

平成18年度から臨床研修歯科医師制度の必須化に伴い、卒業直後の研修医以外の就職の道が閉ざされる。(歯学部)

公務員試験支援センターが発足したが、企業等に関しても積極的な就職指導を全学的に対応する必要がある、業界講演会などは全学的な開講が求められる。また、卒業生が在学生の就職活動を積極的に支援するシステムも必要であり、校友会との連携も重要である。(生物資源科学部)

日常通学していない学生が主となるため、情報提供をE-mail等による方法に頼らざるを得ないが、メールアドレス(携帯電話)を変えても申告しない者が少なからずおり、それ以降の情報提供が途絶えてしまう。(通信教育部)

XI 管理運営

大学院研究科・学部・短期大学部共通

改善事項：委員会組織の見直し

大学への多様なニーズに迅速に対応するため、意思決定の迅速化が求められており、そのため
の取組が急がれる。特に委員会は、総長・理事長からの諮問など様々な案件について、意思決定
の過程で、関連部署等の役職者などによる協議を行う役割を担っている一方、設置の在り方や検
討期間などが意思決定の迅速化を阻害している場合がある。

改善の方向・目標

委員会の機能を再点検するとともに委員会設置の在り方を抜本的に見直し、意思決定をはじめ
とする管理運営の効率化を図る。

改善達成時期

平成 16 年度中に見直し案をまとめる。

改善担当機関等

総合企画部

改善結果：具体的改善取組を実行中

《取組内容》

委員会設置状況調査の結果を基に改善策を講じる。

《進ちょく状況及び今後の改善取組完了予定》

平成 15 年度及び平成 16 年度における全学部の委員会設置状況調査及び委員
会設置についての大学内申状状況調査の結果、審議事項等が不明確な委員会が多
数設置されていることが判明した。

そこで、経年的に委員会調査を実施し、大学として委員会活動を把握するこ
とにより委員会機能の効率化を図る。

なお、改善に当たっては、本部委員会も併せた委員会規程の見直しも視野に
入れながら、委員会の所管部署である総務課等と連携し、平成 18 年度からの実
施を目指す。

改善事項：教育研究事業の総合的展開と財政との調和のための分析・検討の強化

改善の方向・目標

自主創造の精神に基づく個性ある教育研究事業を総合的に展開するためには、法人として中・長期計画を策定し、事業計画検討委員会において厳密な検討（事業の効果と長期的な収支バランスの検討）を行わなければならない。さらに、総合的な事業計画を教職員に周知し、実施後における事業の効果について、財務面を含め多角的に評価する必要がある。

改善達成時期

平成16年度中に事業計画委員会の厳密な検討と財務面を重視した事業評価体制についての検討を行う。

改善担当機関等

財務部，総合企画部

改善結果：具体的改善取組を実行中

《取組内容》

① 形式的ではなく、将来計画が適確に反映された10年間の長期計画を策定する。② 事業計画の策定に当たっては、優れた事業への重点投資などを考慮した財源の有効活用を推進する。③ 事業総額が大学で1億円，高等学校で5千万円以上の事業計画については、事業計画検討委員会において、事業計画を策定した部科校の経営状況・財政状態及び事業の効果进行分析・評価し、事業実施の可否を判断する。④ 事業実施後の効果の評価を行い、計画時の事業目的の実現を促す。

《進ちょく状況及び今後の改善取組完了予定》

① 長期計画表作成要領を改正し、考慮し得る全ての事項を長期計画に盛り込むこととした。また、作成期間を5年間から10年間に延長した。② 予算編成基本方針に、目的別計算書を有効活用し、事業毎の費用対効果の分析・評価を推進する旨明記した。③ 重要事業計画を申請した部科校が策定する長期計画表等に基づき、計算区分別消費収支計算書を作成するなど、経営状況・財政状態及び事業の効果を経済部・管財部にて分析し、事業計画検討委員会において分析結果の評価を行うこととした。④ 部科校からの予算申請の際に、その時点で終了している事業の効果を挙げさせ、本部と部科校との予算に関する打合せ会で検証を行うこととした。今後は、事業効果の評価・検証体制について更に検討し、平成18年度を目途に確立させる。

改善実行上の問題点

事業の承認及び事業効果の検証が多角的に実施できないおそれがある。

教育研究事業と財政とを調和させるためには、法人としての長期的なビジョンに基づいた大学・学部単位の中期計画に事業計画を明確に示す必要がある。

しかしながら、現状では、法人としての長期ビジョン及び中期計画等が明確に示されておらず、教育研究事業の全体が把握できないことから事業計画検討委員会において、事業の承認及び事業効果の検証の際に財政面以外の検証ができないおそれがある。

※ 事業計画検討委員会における重要事業計画とは、各経理単位における重要な施設・設備の建設・改良及び動産・不動産の購入・売却その他処分等事業計画であり、事業総額が大学で1億円、高等学校で5千万円以上のものに限定されている。

XII 自己点検・評価の組織体制

大学院研究科・学部・大学院共通

改善事項：第三者評価への積極的対応と自己点検・評価委員の点検・評価能力の向上

学校教育法において、自己点検・評価の実施及びその結果の公表とともに第三者評価（認証評価）が義務付けられたが、これに対応して日本大学自己点検・評価規程を改正し、第三者評価を受けること及び外部評価を実施する旨を規定し、制度的には自己点検・評価の厳格性・透明性を高め、客観性・妥当性を確保する仕組みを整備しているが、こうした制度を生かして積極的に第三者評価を受けるべきである。

なお、第三者から適正な評価を得るには、その基礎となる自己点検・評価の妥当性・客観性を高めていく必要がある。そのためには、実際に自己点検・評価を行う教職員、とりわけ自己点検・評価を先導する自己点検・評価委員の点検・評価能力の向上が欠かせない。

改善の方向・目標

今後様々な機関が大学の評価を行うことが予想されるが、総合大学としての本学全体の評価にとどまらず、本学の改善改革の参考として活用することを第一義として、様々な角度からの評価を受けていくべきである。

自己点検・評価委員の点検・評価能力の向上のためには、例年行っている自己点検・評価担当者研修会とは別に、点検・評価者としての能力開発を行うための研修（講習）会を開き、自己点検・評価委員にはこの研修を受けることを義務付ける。講習を受けた者には、自己点検・評価を推進するリーダーとして全学あるいは学部等における自己点検・評価の質的向上に尽力願うこととする。

（配慮すべき点）

第三者評価機関等の選択に当たっては、上記の方向性を踏まえ、特段の配慮がなされるべきである。

改善達成時期

第三者評価については、今後の社会の動向に応じ、速やかに対応する。

平成17年度末までに、研修の具体的プログラムと実施のための大要案をまとめる。

改善担当機関等

大学自己点検・評価委員会，総合企画部

改善結果：具体的改善取組を実行中

《取組内容》

認証評価制度の開始に迅速に対応し、大学については、平成16年度に既に認証評価を受けている。残る短期大学部と大学院法務研究科については、自己点検・評価の見直し検討部会においてその申請年度を検討した結果、短期大学部については平成19年度、大学院法務研究科については平成20年度の認証評価にそれぞれ申請することが適当である旨の結論に至ったところである。

このほか、外部評価については、平成16年11月に報告書を刊行し、その結果概要をホームページ上でも公表している。

また、点検・評価者としての能力開発を行うための研修（講習）会についてはこれまで開いていないが、例年行っている自己点検・評価担当者研修会の検討において、次代を担う若手教職員への周知を重視する一方、自己点検・評価委員会委員長クラスについては、これからの本学の在り方や改善に資する自己点検・評価の在り方を考えることが優先された。こうした考えにより、平成17年度自己点検・評価研修会では、グループ研修でのグループ区分や討議テーマを見直し、自己点検・評価を推進するリーダーとしての見識をさらに高めることが試みられた。

《進ちょく状況及び今後の改善取組完了予定》

短期大学部の認証評価については、自己点検・評価の見直し検討部会の検討結果を基に、平成19年度に大学基準協会の認証評価に申請することを大学自己点検・評価委員会をはじめ諸会議に諮る予定である。

大学院法務研究科の認証評価についても、自己点検・評価の見直し検討部会の検討結果を基に、大学院法務研究科と具体的協議を進める予定である。

評価者研修については、平成17年度自己点検・評価担当者研修会の成果を考慮しながら、今後とも継続的に研修の在り方を検討する予定である。

改善実行上の問題点

認証評価制度への対応と同時に、附属高等学校・中学校及び幼稚園についての自己点検評価も本格実施に向け動き出している関係で、例年の自己点検・評価担当者研修会とは別に評価者研修を開催することは、日程的に困難である。自己点検・評価担当者研修会の内容を見直すことにより評価者の点検・評価能力の向上を図るほうが現実的であると思われる。